

西関東吹奏楽連盟・規約

第1章 総則

第1条（名 称）

本連盟は、にしかんとうすいそうがくれんめい西関東吹奏楽連盟という。

第2条（略 称）

本連盟は、『にしかんとうすいれん西関東吹連』という。

第3条（組 織）

本連盟は、新潟、群馬、山梨及び埼玉の4県吹奏楽連盟（以下、各県連盟という。）をもって組織する。

第4条（事務所）

本連盟の事務所は、埼玉県戸田市本町一丁目25番12号 栄ハイツ101号室に置く。

第2章 目的及び事業

第5条（目 的）

本連盟は、全日本吹奏楽連盟の掲げる目的に即して、吹奏楽の普及・向上を図り、もって音楽文化の発展に寄与することを目的とする。

第6条（事 業）

本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 吹奏楽コンクール、アンサンブルコンテスト、マーチングコンテスト等の各種大会の開催
- 2 吹奏楽祭の開催
- 3 吹奏楽に関する講習会や研究会等の開催
- 4 （削除）
- 5 機関誌発行等の広報的事業
- 6 吹奏楽指導者の育成に関する事業等への助成
- 7 その他、本連盟の目的達成のために必要な事業

第3章 役員

第7条（役 員）

本連盟に、次の役員をおく。

- 1 理 事 長（西関東吹連・支部長）・・・ 1名
- 2 副理事長・・・・・・・・・・・・・・ 1名
- 3 理 事・・・・・・・・・・・・・・ 13名まで
- 4 監 事・・・・・・・・・・・・・・ 2名

なお、理事のうち若干名を常任理事とする。

第8条（役員の選任）

- 1 理事は、各県理事長を含む各県連盟が選出した2名と、理事会で選出された学識経験者を加えた総数13名以内とし、総会の承認を得る。
- 2 理事長及び副理事長は、理事会で互選する。
- 3 常任理事は、理事会で互選する。
- 4 監事は、総会で選任する。

第9条（役員の職務）

- 1 理事長は、本連盟を代表し、連盟の業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 常任理事は、理事会の議による業務を遂行する。
- 4 理事は、理事会を組織し、本連盟の運営を審議する。
- 5 監事は、事業の運営及び会計を監査し、総会で報告する。

第10条〈役員の任期〉

- 1 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 2 理事長の任期は、3期までとする。
- 3 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

第4章 事務局

第11条〈事務局の構成及び人数〉

本連盟は、事務を処理するための事務局を設置し、事務局長・事務局次長及び主事をおくことができる。また、事務局長と主事は有給とすることができる。なお、事務局の構成は次のとおりとする。

- 1 事務局長・・・・・・・・・・1名
- 2 事務局次長・・・・・・・・・・若干名
- 3 主事・・・・・・・・・・若干名

第12条〈事務局構成員の選任〉

理事会の承認を得て理事長が任免する。

第5章 会長、名誉役員及び顧問・参与

第13条〈会長〉

本連盟に会長をおくことができる。会長は理事会において推薦し、総会の議決により推戴する。

第14条〈名誉役員及び顧問・参与〉

本連盟に、名誉役員及び顧問・参与をおくことができる。選任にあたっては理事会において推薦し、理事長が委嘱する。なお、名誉役員及び顧問・参与は、理事会または理事長の諮問機関とする。

第6章 会議

第15条〈会議の種類〉

本連盟の会議は、総会、理事会、常任理事会、審査会、事務局長会及びその他必要な会議とする。

第16条〈総会の招集〉

- 1 総会は、毎年1回、会計年度終了後2ヶ月以内に、理事長が各県の代議員を招集する。
- 2 代議員は、各県連盟1、さらに各県連盟に加盟している団体数100団体に対して1の割合で選出する。なお、端数は切り上げる。
- 3 総会の議長は、新潟県・群馬県・山梨県・埼玉県の上四県代議員による輪番制とする。

第17条〈理事会の招集〉

理事長が随時招集する。また、理事会の議長は理事長とする。

第18条〈常任理事会の招集〉

理事長が随時招集する。また、常任理事会の議長は理事長とする。

第19条〈審査会の招集〉

理事長が随時招集する。なお、審査会の構成員は、正副理事長のほか、予め理事長が委嘱した若干名をもって組織する。また、審査会の議長は理事長とする。

第20条〈事務局長会等の招集〉

事務局長会及びその他の会議は、必要に応じて理事長がこれを招集する。

第21条〈会議の定足数等〉

- 1 総会は、代議員の半数以上の出席を必要とする。
- 2 理事会は、理事の半数以上の出席を必要とする。
- 3 常任理事会は、原則として常任理事の全員の出席を必要とする。
- 4 審査会は、原則として理事長に委嘱された全員の出席を必要とする。
- 5 総会、理事会は、委任状により予めその意思を表示したものは、出席者とみなす。
- 6 会議の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決すところによる。

第22条〈会議の議決事項〉

- 1 総会に付議すべき事項
 - (1) 事業計画及び予算についての事項
 - (2) 事業報告及び決算についての事項
 - (3) 理事及び監事の選任についての事項
 - (4) 名誉会長の推戴についての事項
 - (5) 規約の変更についての事項
 - (6) その他、特に必要な事項
- 2 理事会に付議すべき事項
 - (1) 事業遂行についての事項
 - (2) 会計の運用についての事項
 - (3) 顧問及び参与等の推戴についての事項
 - (4) 規約の細則についての事項
 - (5) 文化団体との連絡についての事項
 - (6) コンクール等の実施規定についての事項
 - (7) その他、特に必要な事項
- 3 常任理事会に付議すべき事項
 - (1) 事業企画及び運営についての事項
 - (2) 会計の実施についての事項
 - (3) その他、特に必要な事項
- 4 審査会に付議すべき事項
 - (1) 審査結果の判定についての事項
 - (2) 実施規定の順守確認についての事項
 - (3) その他、特に必要な事項

第7章 県連盟

第23条〈県連盟〉

本連盟に加盟する各県連盟は、毎年1回総会を開き、その決定に基づく下記の書類（年度総会資料可）を5月末日までに本連盟へ提出しなければならない。

- 1 加盟団体名簿及び事務局（事務所）の所在地
- 2 役員組織一覧表
- 3 前年度の事業報告及び決算書
- 4 年度事業計画及び予算書
- 5 その他、本連盟より求められた必要な書類

第24条〈会費〉

各県連盟は、毎年6月末日までにその年度の会費として、各県加盟団体数に1,700円を乗じた額を納入する。会費未納の県連盟は、本連盟の主催する諸事業へ参加することはできない。

第25条〈除 名〉

県連盟が、本連盟の趣旨に反した場合又は、その存置が不必要と認めた場合は、理事会の議決により、全日本吹奏楽連盟の承認を得て、これを除名することができる。

第8章 会計

第26条〈経費の支弁〉

本連盟の経費は、年度会費、補助金、寄付金、事業収入及びその他の収入をもって支弁する。

第27条〈分担金〉

本連盟は、全日本吹奏楽連盟定款第7条の規定により示された年度会費を、支部の分担金として全日本吹奏楽連盟へ納める。

第28条〈会計年度〉

本連盟の会計年度は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

第9章 附則

第29条〈附 則〉

- 1 この規約は、第27条に規定する事項を平成7年4月1日から施行し、他の条項に規定するものについては、平成7年5月6日から施行する。
- 2 この規約は、平成 8年 5月11日に一部変更する。
- 3 この規約は、平成 9年 5月10日に一部変更する。
- 4 この規約は、平成10年 5月 9日に一部変更する。
- 5 この規約は、平成11年 5月 8日に一部変更する。
- 6 この規約は、平成16年 5月 7日に一部変更する。
- 7 この規約は、平成19年 5月12日に一部変更する。
- 8 この規約は、平成19年 8月31日に一部変更する。
- 9 この規約は、平成21年 5月 9日に一部変更する。
- 10 この規約は、平成26年 5月10日に一部変更する。
- 11 この規約は、平成27年 5月 9日に一部変更する。
- 12 この規約は、平成28年 5月 7日に一部変更する。
- 13 この規約は、平成30年 5月12日に一部変更する。
- 14 この規約は、令和 2年 5月 9日に一部変更する。
- 15 この規約は、令和 5年 5月 6日に一部変更する。

西関東吹奏楽コンクール実施規定

第1章 総則

第1条（名 称）

第〇回西関東吹奏楽コンクール（以下、コンクールという。）という。

第2条（主催団体）

西関東吹奏楽連盟及び朝日新聞社とする。

第3条（主管団体及び会場）

その年度ごとに理事会で決定した各県吹奏楽連盟（以下、県連盟という。）が主管する。また、主管県内の会場を実施会場とする。

第4条（後援団体）

主管する各県教育委員会及び開催市町村教育委員会、その他、音楽関係・教育関係の諸団体とする。

第5条（共催及び協賛）

理事会が必要と認めた場合は、共催及び協賛団体を持つことができる。また、共催及び協賛団体から、賞状・賞品等の贈与を受けることができる。

第6条（開催期日）

理事会において決定し、原則として、全日本吹奏楽コンクールの約三週間前までに実施する。

第2章 実施部門及び人員

第7条（実施部門）

実施部門は次のとおりとする。

- 1 小学生部門
- 2 中学生部門、Aの部、Bの部
- 3 高等学校部門、Aの部、Bの部
- 4 大学部門
- 5 職場・一般部門

第8条（参加人員）

各団体の指揮者を除く演奏者数は下に示す人数を超えてはならない。

- 1 小学生部門・・・・・・・・制限なし。
- 2 中学生部門・・・・・・・・Aの部：50名、Bの部：30名
- 3 高等学校部門・・・・・・・・Aの部：55名、Bの部：30名
- 4 大学部門・・・・・・・・55名
- 5 職場・一般部門・・・・・・・・65名

※県大会後の人数の変更は、上記の人数を超えない限り可とする。

第3章 資格

第9条（参加資格）

参加資格・参加形態は次のとおりとする。年齢については問わない。なお、下の1、2、3項の②③に該当しない団体の参加については、理事会でこれを検討し、参加の可否を決定する。

- 1 小学生部門
構成メンバーは、小学校に在籍している児童とする。
 - ① 単独校
同一小学校に在籍している児童により編成された団体。

② 合同バンド

部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない小学校が、学校長の許可のもと編成する団体。

③ 地域バンド

任意の個人または団体が組織し、小学生で構成された団体。

注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。

2 中学生部門・Aの部

構成メンバーは、中学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内、または同一団体内の小学生の参加は認める。）参加形態は以下の通りとする。

① 単独校

同一中学校に在籍している生徒により編成された団体。

② 合同バンド

部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない中学校が、学校長の許可のもと編成する団体。

③ 地域バンド

任意の個人または団体が組織し、小学生、中学生で構成された団体。

注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生や中学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。

3 中学生部門・Bの部

構成メンバーは、中学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内、または同一団体内の小学生の参加は認める。）参加形態は以下の通りとする。

① 単独校 同一中学校に在籍している生徒により編成された団体。ただし、全日本コンクールにつながる部に出場している学校は、この部には出場できない。

② 合同バンド

部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない中学校が、学校長の許可のもと編成する団体。

③ 地域バンド

任意の個人または団体が組織し、小学生、中学生で構成された団体。

注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生や中学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。

4 高等学校部門・Aの部

構成メンバーは、同一高等学校に在籍している生徒とする。

（同一経営学園内の小学校児童・中学校生徒の参加は認める。）

5 高等学校部門・Bの部

構成メンバーは、同一県連盟に加盟する高等学校に在籍している生徒とする。

（同一県連盟に所属する小学校児童・中学校生徒の参加は認める。）

ただし、全日本コンクールにつながる部に出場している学校は、この部には出場できない。

6 大学部門

構成メンバーは、同一大学、又は同一高等専門学校に在籍している学生（大学院生を含む）とする。

ただし、管楽器・打楽器・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

7 職場・一般部門

団体構成メンバーは当該団体の団員とする。ただし、次の第10条に該当するメンバー及び職業演奏家の参加は認めない。

[職場部門構成メンバー]

同一経営の会社、工場、事務所、官庁（それぞれグループ企業等を含む。以下「勤務先」という）などで、勤務先もしくは組合（以下「勤務先等」という）の認可を得て設立されている団体とする。また、その団体の団員は当該勤務先等の承認を得ている者とする。ただし、職業演奏家は認めない。

[一般部門構成メンバー]

一般部門の団員資格は自由とする。ただし、職業演奏家は認めない。

8 削除

【特例措置】

- 9 第9条5項は、各団体単独では大会に出場ができない場合でも、合同演奏をおこなうことで、コンクールへの参加を可能にする措置であり、各団体からメンバーを選抜するなど、設置の趣旨に沿わない場合には出場を認めない。

※ 小学生

学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。

※ 中学生

学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部に在籍する生徒をいう。

第10条（構成メンバー）

同一奏者が、二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。課題曲・自由曲は、同一のメンバーが演奏しなければならない。ただし、楽器の持ち換えは認める。

第11条（指揮者）

- 1 指導者並びに指揮者の資格については制限しないが、団体の長が認めた者とする。
- 2 課題曲・自由曲とも同一人が指揮すること。
- 3 小学生部門・中学生部門を除き、同一部門において指揮することができるのは1団体とする。

第12条（資格喪失）

参加団体の人員及び資格に疑義が判明したときは、出場を停止または失格とする場合がある。

第4章 演奏曲及び演奏時間等

第13条（編成）

編成は、次のとおりとする。

- 1 課題曲はスコアに指定された編成とする。
- 2 自由曲の編成は木管楽器・金管楽器・打楽器（擬音楽器を含む）とする。ただし、コントラバス・ピアノ・チェレスタ・ハープの使用は認める。エレキベースの使用は認めない。
- 3 小学生部門の自由曲の編成は木管楽器・金管楽器・打楽器（擬音楽器を含む）とする。ただし、コントラバス・ピアノ・チェレスタ・エレキベース・ハープの使用は認める。
- 4 自由曲で歌声については、スキャット・ハミングを認めるが、歌詞は認めない。

第14条（演奏曲）

- 1 課題曲1曲及び自由曲1曲を演奏して審査を受ける。組曲は1曲とみなす。ただし、小学生、中学生B及び高等学校Bの部は、自由曲のみとする。なお、課題曲は楽譜どおりに演奏すること。
- 2 課題曲は、各部門とも指定された中から1曲を選んで演奏する。
- 3 課題曲及び自由曲は、県予選に用いたものとする。

【付帯事項】

編成人数に満たない場合（課題曲で指定されているパートに欠員が生じている状態）は、その課題曲で指定された楽器内であれば代用することを認める。

第15条（著作権及び著作権隣接権）

- 1 著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。許諾を受けずに出場することは認めない。

- ・作曲者の死後およそ70年を経っていない大半の作品には、著作権が存在する。
- ・編曲の管理は、日本音楽著作権協会ではなく、著作権者(作曲者またはその楽譜の出版社)が行っている。

2 大会参加者は別に定める著作権隣接権(録音、録画にかかわる権利)を守らなければならない。

第16条(演奏時間)

課題曲と自由曲を含めて12分以内とする。ただし、自由曲のみの部は、7分以内とする。演奏時間とは、課題曲の演奏開始から自由曲の終了までの時間をいう。また、自由曲のみの部は、演奏開始から終了までの時間をいう。なお、演奏時間が超過した場合は、審査の対象としない。

第5章 出演順・審査員及び表彰

第17条(出演順)

毎年総会において決定する。ただし、部門の順序は、毎年、その主管県の大会実行委員会において決定する。

第18条(審査員)

理事会で推薦し、理事長が委嘱する。また、審査員の数は、5名以上とする。なお、審査の方法は、別に定めたコンクール審査内規による。

第19条(表彰)

各部門に、金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。ただし、実施規定違反が認められた場合、その状況により、審査会の協議を経て、理事長は別に努力賞(賞状のみ)を贈ることができる。

第6章 支部の代表推薦

第20条(支部推薦)

- 1 全日本吹奏楽コンクールへの西関東支部代表は中学生部門Aの部、高等学校部門Aの部、大学部門、職場・一般部門の演奏団体から推薦する。
- 2 全日本吹奏楽コンクールの出演順については、新たに抽選して決定する。
- 3 推薦を受ける団体数は、全日本吹奏楽コンクールの実施規定による。

第20条の2

- 1 東日本学校吹奏楽大会への西関東支部代表は、小学生部門、中学生部門Bの部、高等学校部門Bの部での演奏団体から推薦する。
- 2 東日本学校吹奏楽大会の出演順は、その年の開催要項に基づき抽選して決定する。
- 3 各部門で推薦を受ける団体の数は、その年の開催要項に基づいて理事会で決定する。

第7章 県代表

第21条(県代表推薦)

- 1 各県連盟は、県代表を決定しコンクール終了後5日以内に本連盟に推薦・報告するものとする。
- 2 推薦された団体は、その年度の主催事業開催要項に基づいて申込手続きを行うこと。なお、申込手続きの遅延は出場辞退とみなす。

第22条(県代表数)

前年度の各県コンクール参加団体数を基準として、その年毎に理事会が定める。

第8章 罰則

第23条(処分)

実施規定等に違反したと認められた場合は、審査会の協議を経た上で、理事長が失格などの処分を下すことができる。

第9章 細目等

第24条（実行委員）

年度毎に主管県（開催県）を中心に選出する。また、大会実行委員長は主管県連盟の理事長が務める。

第25条（実施細目等）

この規定以外に必要と認めた基準については、全日本吹奏楽連盟から示されるところによる。また、この規定に関する内規等は、理事会がこれを定める。なお、実施細目については、その年度ごとに常任理事会の同意を得て、実行委員会がこれを定めることができる。

第10章 附則

第26条（附 則）

この実施規定は、原則として全日本吹奏楽コンクールの実施規定に準拠する。また、この規定は、必要に応じ理事会の議決により変更することができる。

- 1 この規定は、平成7年5月6日から施行する。
- 2 平成 8年 2月 3日一部改訂施行
- 3 平成10年 2月28日一部改訂施行
- 4 平成11年 2月27日一部改訂施行
- 5 平成12年 2月26日一部改訂施行
- 6 平成14年 7月14日一部改訂施行
- 7 平成16年 5月 7日一部改正施行
- 8 平成19年 6月30日一部改正施行
- 9 平成20年 5月10日一部改正施行
- 10 平成21年 5月 9日一部改正施行
- 11 平成23年 4月14日一部改正施行
- 12 平成24年 7月 7日一部改正施行
- 13 平成25年 4月27日一部改正施行
- 14 平成27年 5月 9日一部改正施行
- 15 平成28年 2月20日一部改正施行
- 16 令和 元年 5月11日一部改正施行
- 17 令和 3年 6月26日一部改正施行
- 18 令和 4年 4月23日一部改正施行
- 19 令和 5年 4月22日一部改正施行
- 20 令和 6年 4月27日一部改正施行
- 21 令和 7年 2月15日一部改正施行

西関東マーチングコンテスト実施規定

第1章 総則

第1条（名称）

第〇回全日本マーチングコンテスト予選、第〇回西関東マーチングコンテスト（以下マーチングという）という。

第2条（主催団体）

西関東吹奏楽連盟及び朝日新聞社とする。

第3条（主管団体及び会場）

その年度ごとに理事会で決定した各県吹奏楽連盟（以下、県連盟という。）が主管する。また主管県を実施会場とする。

第4条（後援団体）

主管する各県教育委員会及び開催市町村教育委員、その他、音楽関係・教育関係の諸団体とする。

第5条（共催・協賛）

理事会が必要と認めた場合は、共催及び協賛団体を持つことができる。また、共催及び協賛団体から賞状・賞品等の贈与を受けることができる。

第6条（開催期日）

理事会において決定し、原則として全日本マーチングコンテストの3週間前までに実施する。

第2章 実施部門及び人員

第7条（実施区分）

実施部門は次のとおりとする。

- 1 中学生部門Aの部（以下中Aの部）
- 2 中学生部門Bの部（以下中Bの部）
- 3 高等学校以上部門Aの部（以下「高以上Aの部」という）
- 4 高等学校以上部門Bの部（以下「高以上Bの部」という）

※Aの部とは、全日本マーチングコンテストの予選部門である。Bの部とは、西関東大会が最終大会となる部門である。

第8条（参加人員）

- 1 Aの部の参加人員は、80名以内とする。ただし、ドラムメジャー、指揮者はこの人数に含めない。
- 2 Bの部の参加人員は、自由とする。

第3章 資格

第9条（参加資格）

各部門の参加資格・参加形態は次のとおりとする。年齢については問わない。なお、下の1項の②③に該当しない団体の参加については、理事会でこれを検討し、参加の可否を決定する。

1 中学生

構成メンバーは、中学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内、または同一団体内の小学生の参加は認める。）参加形態は以下の通りとする。

① 単独校

同一中学校に在籍している生徒により編成された団体。

② 合同バンド

部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない中学校が、学校長の許可のもと編成する団体。

③ 地域バンド

任意の個人または団体が組織し、小学生、中学生で構成された団体。

注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生や中学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。

2 高等学校

構成メンバーは、同一高等学校に在籍している生徒とする（同一経営の学园内小学生・中学生の参加は認める）。

3 大学

構成メンバーは、同一大学、又は同一高等専門学校に在籍している学生（大学院生を含む）とする。ただし、管楽器・打楽器・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

4 職場

同一経営の会社・工場・事務所・官庁などで、経営者又は組合などの許可を得て設立されている団体であって、構成メンバーは、その勤務先に常時勤務している者とする。

5 一般

構成メンバーは、次の第9条に該当しない限り自由とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

※ 小学生

学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。

※ 中学生

学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部に在籍する生徒をいう。

【合同チームによる参加について】

高等学校部門では、同一県連盟に加盟する高等学校による合同チームでの演奏を認める。

（同一県連盟に所属する小学校児童・中学校生徒の参加は認める。）

第10条（構成メンバー）

同一奏者が、二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。ただし、同一団体がAの部及びBの部の両部に出場することは認める。

第11条（指揮者）

1 指導者並びに指揮者の資格については制限しないが、団体の長が認めた者とする。

2 中学生部門を除き、同一部門において指揮することができるのは1団体とする。ただし、同一団体がAの部及びBの部の両部に出場する場合は、同一人が両方を指揮することは認める。

第12条（資格喪失）

参加団体の人員及び資格に疑義が判明したときは、出場を停止または失格とする場合がある。

第4章 演奏及び演技

第13条（編成）

1 Aの部は、木管楽器・金管楽器・打楽器（擬音楽器を含む）とする。電子楽器（エレキベースを含む）、ピアノ、チェレスタ、ハープ、ピット楽器の使用は認めない。

2 Bの部は、木管楽器・金管楽器・打楽器とし、コントラバス、ピット楽器（エレキベース、ハープ、電子楽器の使用も可）及び手具の使用は認める。

3 歌声については、スキャット・ハミング・歌詞を認める。

第14条（服装）

自由とする

第15条（規定課題）

Aの部の参加団体は、年度ごとに全日本吹奏楽連盟（以下、全日吹連という。）で決定し、発表される規定課題を演技しなければならない。

- 2 Aの部、Bの部を問わず、メジャーバトンの放り投げとカラーガードのフラッグ放り投げについては、これを行ってはならない。

第16条（著作権及び著作権隣接権）

- 1 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けずに出場することは認めない。

＊作曲者の死後およそ70年を経っていない大半の作品には、著作権が存在する。

＊編曲の管理は、日本音楽著作権協会ではなく、著作権者（作曲者又はその楽譜の出版社）が行っている。

- 2 大会参加者は別に定める著作権隣接権（録音、録画にかかわる権利）を守らなければならない。

第17条（出演順）

予め抽選により決定する。また、部門の順序は、年度毎に理事会において決定する。

第18条（出演時間）

6分以内とする。出演時間とは、演奏又は演技の始まりから終了までの時間をいう。また、計時の方法については別に定めるマーチング審査内規による。なお、出演時間を超過した場合は、審査の対象としない。

第5章 審査及び表彰

第19条（審査）

- 1 審査員は、理事会で選出し、理事長が委嘱する。
- 2 審査員の数は、3名以上とする。
- 3 審査の方法は、別に定めるマーチング審査内規による。

第20条（規定審判）

Aの部の規定課題の審判については、別に定めるマーチング審査内規による。

第21条（表彰）

各部門とも、Aの部、Bの部ごとに金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。ただし、実施規定違反が認められた場合、状況により、審査会の協議を経て、理事長は別に努力賞（賞状のみ）を贈ることができる。

第6章 支部の代表推薦

第22条（支部推薦等）

- 1 中学生部門Aの部、高等学校以上の部門Aの部の演奏団体から支部代表団体を決定し、全日本マーチングコンテスト出場団体として、全日吹連に推薦し報告する。
- 2 推薦を受ける団体数は、全日本マーチングコンテスト実施規定による。
- 3 高等学校以上の部門Aの部に合同チームで出場した団体は、支部代表の推薦の対象としない。

第7章 県代表

第23条（代表団体の推薦）

- 1 各県連盟は、県代表を決定し、県代表選考大会終了後5日以内に本連盟に推薦・報告するものとする。
- 2 推薦された団体は、その年度の主催事業開催要項に基づいて申込手続きを行うこと。なお、申込手続きの遅延は出場辞退とみなす。

第24条（推薦団体数等）

- 1 各県連盟からの推薦団体最小基本数は1団体とする。
- 2 各県からの推薦団体数は年毎に理事会が定める。
- 3 推薦に当たっては、Aの部・Bの部への推薦団体数配分、及び第9条に掲げる資格の別ごとの推薦団

体数配分は任意とする。

4 一つの団体が、Aの部・Bの部の両方に出場した場合は、2団体の参加とみなす。

第25条（参加費用）

すべて、参加団体の負担とする。

第8章 罰則

第26条（失格等）

実施規定等に違反した場合は、審査会の協議を経た上で理事長が失格などの処分を下すことができる。

第9章 細目等

第27条（実行委員）

年度毎に主管県を中心に選出する。また、大会実行委員長は、主管県連盟の理事長が務める。

第28条（実施細目等）

本規定以外に必要と認めた基準については、全日吹連から示されるところによる。また、内規は、理事会がこれを定め、実施細目等については、年度毎に常任理事会の同意を得て、実行委員会がこれを定めることができる。

第10章 附則

第29条（附則）

この実施規定は、全日本マーチングコンテスト規定に準拠する。また、必要に応じ、理事会の議決により変更することができる。

- 1 この規定は旧規定を改正し平成16年5月8日より施行する。
- 2 平成19年 5月12日 一部改正施行
- 3 平成24年 4月21日 一部改正施行
- 4 平成25年 4月27日 一部改正施行
- 5 平成26年 5月10日 一部改正施行
- 6 平成28年 2月20日 一部改正施行
- 7 令和 元年12月 1日 一部改正施行
- 8 令和 3年 6月26日 一部改正施行
- 9 令和 5年 4月22日 一部改正施行
- 10 令和 6年 4月27日 一部改正施行
- 11 令和 7年 2月15日 一部改正施行

西関東小学生バンドフェスティバル実施規定

第1章 総則

第1条（名称）

第〇回全日本小学生バンドフェスティバル予選 第〇回西関東小学生バンドフェスティバル（以下小学生フェスティバルという。）

第2条（趣旨）

精神的・身体的発達段階に即した多様な音楽表現の中で、それぞれのバンドの特性を生かしながら、自由で創造性豊かな演奏・演技の発表の場とする。

第3条（主催団体）

西関東吹奏楽連盟及び朝日新聞社とする。

第4条（主管団体及び会場）

その年度毎に理事会で決定した各県吹奏楽連盟（以下、県連盟という。）が主管する。また、主管県を実施会場とする。

第5条（後援団体）

これを主管する各県教育委員会及び開催市町村教育委員会、その他、音楽関係・教育関係の諸団体とする。

第6条（共催及び協賛）

理事会が必要と認めた場合は、共催及び協賛団体をもつことができる。また、共催及び協賛団体から賞状・賞品等の贈与を受けることができる。

第7条（開催期日）

理事会において決定し、原則として、全日本小学生バンドフェスティバルの約1ヶ月前までに実施する。また、ステージ部門は西関東吹奏楽コンクール小学生部門と、フロア部門は西関東マーチングコンテストと同一日・同一会場で開催する。

第2章 実施部門及び人員

第8条（実施部門）

ステージ部門およびフロア部門に分けて実施する。なお、ステージ部門とは、ステージ上での座奏を中心とした演奏形態の部門であり、フロア部門とは、アリーナフロア上での動作を伴う立奏を中心とした演奏形態の部門である。同一団体が両部門に出場することを認める。

第9条（参加人員）

参加人数は次のとおりとする。

ステージ部門・・・65名以内（指揮者は含まない。）

フロア部門・・・80名以内（ドラムメジャー・指揮者は含まない。）

第3章 資格

第10条（参加資格）

構成メンバーは、小学校に在籍している児童とする。参加形態は以下のとおりとする。なお、下の②③に該当しない団体の参加については、理事会でこれを検討し、参加の可否を決定する。

① 単独校

同一小学校に在籍している小学生により編成された団体。

② 合同バンド

部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない小学校が、学校長の許可のもと編成する団体。

③ 地域バンド

任意の個人または団体が組織し、小学生で構成された団体。

注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。

※ 小学生

学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。

第 1 1 条（構成メンバー）

同一奏者が、二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。

第 1 2 条（指揮者）

指導者並びに指揮者の資格については制限しないが、団体の長が認めた者とする。

第 1 3 条（資格喪失）

参加団体の人員及び資格に疑義が判明したときは、出場を停止または失格とする場合がある。

第 4 章 演奏曲及び演奏時間等

第 1 4 条（編成）

- 1 編成は木管楽器、金管楽器、打楽器を中心としたものを原則とする。なお、手具のなどの使用上のルールは別途定める。
- 2 歌声については、スキヤット、ハミング、歌詞を認める。

第 1 5 条（演奏曲及び演技方法）

- 1 出演団体は、自由曲を演奏して審査を受けるものとする。
- 2 自由曲は、県予選に用いた曲とする。ただし、当分の間は、曲の変更を認める。
- 3 服装・演技方法は、自由とする。ただし、メジャーバトンの放り投げとカラーガードのフラッグ放り投げについては、これを行ってはならない。

第 1 6 条（著作権及び著作権隣接権）

- 1 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで出場することは認めない。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・作曲者の死後およそ 70 年を経っていない大半の作品には著作権が存在する。・編曲の管理は、日本音楽著作権協会ではなく著作権者（作曲者またはその楽譜の出版社）が行っている。 |
|---|

- 2 大会参加者は別に定める著作権隣接権（録音、録画にかかわる権利）を守らなければならない。

第 1 7 条（出演時間）

出演時間は次のとおりとする。出演時間とは、演奏又は演技の開始より終了までの時間をいう。なお、演奏時間が超過した場合は、審査の対象としない。

ステージ部門 …… 7 分以内

フロア部門 …… 6 分以内

第 5 章 出演順・審査員及び表彰

第 1 8 条（出演順）

毎年総会において決定する。

第 1 9 条（審査員）

理事会で推薦し、理事長が委嘱する。また、審査員の数、3名以上とする。なお、審査の方法は、別に定めた小学生バンドフェスティバル審査内規による。

第20条（表彰）

部門ごとに、全団体に、金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。ただし、実施規定違反が認められた場合、その状況により、審査会の協議を経て、理事長は別に努力賞（賞状のみ）を贈ることができる。

第6章 支部の代表推薦

第21条（支部推薦）

- 1 演奏団体のうち本連盟より推薦を受けた団体については、全日本小学生バンドフェスティバルに、西関東支部代表として出場する資格が与えられる。
- 2 全日本小学生バンドフェスティバルの出演順については、資格を得た団体により西関東支部部分について新たに抽選して決定する。
- 3 推薦を受ける団体数は、全日本小学生バンドフェスティバル実施規定による。
- 4 全日本小学生フェスティバルの出場に要する費用は、出場団体の負担とする。

第7章 県代表

第22条（県代表推薦）

各県連盟は、県代表を決定し県選考会終了後5日以内に本連盟に推薦・報告するものとする。

第23条（県代表数）

年毎に理事会が定める。

第8章 罰則

第24条（処分）

実施規定等に違反したと認められた場合は、審査会の協議を経た上で、理事長が失格などの処分を下すことができる。

第9章 細目等

第25条（実行委員）

年度毎に主管県（開催県）を中心に選出する。また、大会実行委員長は、主管県連盟の理事長が務める。

第26条（実施細目等）

本規定以外に必要なと認めた基準については、全日吹連から示されるところによる。また、内規は、理事会がこれを定め、実施細目については、年度毎に常任理事会の同意を得て、実行委員会がこれを定めることができる。

第10章 附則

第27条（附則）

この実施規定は、原則として、全日本小学生バンドフェスティバルの実施規定に準拠する。また、必要に応じ、理事会の議決により変更することができる。

- 1 本規定は平成13年 5月12日より施行する。
- 2 本規定は平成13年 7月 7日より一部改正施行する。
- 3 本規定は平成24年 4月21日より一部改正施行する。
- 4 本規定は平成25年 4月27日より一部改正施行する。
- 5 本規定は平成25年 5月11日より一部改正施行する。
- 6 本規定は平成28年 2月20日より一部改正施行する。
- 7 本規定は令和 元年 5月11日より一部改正施行する。
- 8 本規定は令和 5年 4月22日より一部改正施行する。

- 9 本規定は令和 6年 4月 27日より一部改正施行する。
- 10 本規定は令和 7年 2月 15日より一部改正施行する。

西関東アンサンブルコンテスト実施規定

第1章 総則

第1条〈名称〉

第〇回全日本アンサンブルコンテスト予選、第〇回西関東アンサンブルコンテスト（以下、コンテストという。）という。

第2条〈主催団体〉

西関東吹奏楽連盟及び朝日新聞社とする。

第3条〈主管団体及び会場〉

その年度ごとに理事会で決定した各県吹奏楽連盟（以下、県連盟という。）が主管する。また、主管県を実施会場とする。

第4条〈後援団体〉

主管する各県教育委員会及び開催市町村の教育委員会、その他、音楽関係・教育関係の諸団体とする。

第5条〈共催及び協賛〉

理事会が必要と認めた場合は、共催及び協賛団体を持つことができる。また、共催及び協賛団体から、賞状・賞品等の贈与を受けることができる。

第6条〈開催期日〉

理事会において決定し、原則として、全日本アンサンブルコンテストの約2ヶ月前までに実施する。

第2章 実施部門及び人員

第7条〈実施部門〉

- 1 中学生部門
- 2 高等学校部門
- 3 大学部門
- 4 職場・一般部門

第8条〈参加人員〉

すべての編成で、3名以上8名までとする。

第3章 資格

第9条〈参加資格〉

参加資格・参加形態は次のとおりとする。年齢については問わない。なお、下の1項の②③に該当しない団体の参加については、理事会でこれを検討し、参加の可否を決定する。

1 中学生部門

構成メンバーは、中学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内、または同一団体内の小学生の参加は認める。）参加形態は以下の通りとする。

① 単独校

同一中学校に在籍している生徒により編成された団体。

② 合同バンド

部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない中学校が、学校長の許可のもと編成する団体。

③ 地域バンド

任意の個人または団体が組織し、小学生、中学生で構成された団体。

注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生や中学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。

2 高等学校部門

構成メンバーは、同一高等学校に在籍している生徒とする。

（同一経営の学園内小学生・中学生の参加は認める。）

3 大学部門

構成メンバーは、同一大学、又は同一高等専門学校に在籍している学生（大学院生を含む）とする。

ただし、管楽器・打楽器・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

4 職場・一般部門

団体構成メンバーは、当該団体の団員とする。ただし、次の第10条に該当するメンバー及び職業演奏家の参加は認めない。

[職場部門構成メンバー]

同一経営の会社、工場、事務所、官庁（それぞれグループ企業等を含む。以下「勤務先」という）

などで、勤務先もしくは組合（以下「勤務先等」という）の認可を得て設立されている団体とする。

また、その団体の団員は当該勤務先等の承認を得ている者とする。ただし、職業演奏家は認めない。

※ 小学生

学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。

※ 中学生

学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部に在籍する生徒をいう。

第10条〈メンバーの重複〉

同一奏者が、二つ以上の出場チームに重複して出場することは認めない。

第11条〈資格喪失〉

参加団体の人員及び資格に疑義が判明したときは、出場を停止または失格とする場合がある。

第4章 演奏

第12条〈編成及び構成員〉

- 1 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器・コントラバスによるものとする。ただし、コントラバスのみによる編成及びリコーダーの使用は認めない。
- 2 同一のパートを2名以上の奏者で演奏することは認めない。
- 3 独立した指揮者は認めない。

第13条〈演奏曲〉

出場チームは、自由曲1曲を演奏して審査を受ける。ただし、組曲も1曲とみなす。また、演奏曲は、県予選で演奏したものとする。なお、著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。許諾を受けずに出場することは認めない。

※ 作曲者の死後およそ70年を経っていない大半の作品には著作権が存在する。

※ 編曲の管理は、日本音楽著作権協会ではなく、著作権者（作者又はその楽譜の出版社）が行っている。

第14条〈演奏時間〉

5分以内とする。演奏時間とは、演奏開始より演奏が終了するまでの時間をいう。なお、演奏時間が超過した場合は、審査の対象としない。

第5章 出演順・審査員及び表彰

第15条〈出演順〉

各部門とも出演順は、毎年総会において決定する。部門の順序は、毎年、その主管県の大会実行委員会において決定する。

第16条〈審査員〉

理事会で推薦し、これを理事長が委嘱する。また、審査員の数は3名以上とする。なお、審査の方法は別に定めたコンテスト審査内規による。

第17条〈表彰〉

各部門に、金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。ただし、実施規定違反が認められた場合、その状況により、審査会の協議を経て、理事長は別に努力賞（賞状のみ）を贈ることができる。

第6章 支部の代表推薦

第18条〈支部推薦〉

各部門のうち、連盟より推薦を受けたチームは、全日本アンサンブルコンテストに、西関東支部の代表として出場する資格が与えられる。なお推薦を受けるチームの数は、全日本アンサンブルコンテスト実施規定による。ただし、同一団体からは1チームとする。

第7章 県代表

第19条〈県代表推薦〉

- 1 各県連盟は、県代表を決定しコンテスト終了後1週間以内に本連盟に推薦・報告するものとする。
- 2 推薦された団体は、その年度の主催事業開催要項に基づいて申込手続きを行うこと。なお、申込手続きの遅延は出場辞退とみなす。

第20条〈県代表〉

県代表の数は、前年度の各県コンテストの参加チーム数を基準として、その年ごとに理事会が定める。

第8章 罰則

第21条〈処分〉

実施規定等に違反したと認められた場合は、審査会の協議を経た上で、理事長が失格などの処分を下すことができる。

第9章 細目等

第22条〈実行委員〉

年度ごとに主管県（開催県）を中心に選出する。また、大会実行委員長は、主管県連盟の理事長が務める。

第23条〈実施細目等〉

この規定以外に必要なと認めた基準については、全日本吹奏楽連盟から示されるところによる。また、本規定に関する内規等は、理事会がこれを定める。なお、実施細目については、その年度ごとに常任理事会の同意を得て、実行委員会がこれを定めることができる。

第10章 附則

第24条〈附則〉

この実施規定は、原則として全日本アンサンブルコンテストの実施規定に準拠する。また、この規定は、必要に応じ理事会の議決により変更することができる。

- 1 この規定は、平成 7年 5月 6日から施行する。
- 2 この規定は、平成 8年10月12日に一部変更する。
- 3 この規定は、平成 9年 2月22日に一部変更する。
- 4 この規定は、平成10年 2月28日に一部変更する。
- 5 この規定は、平成11年 2月27日に一部変更する。
- 6 この規定は、平成18年 5月13日に一部変更する。
- 7 この規定は、平成21年 5月 9日に一部変更する。
- 8 この規定は、平成22年12月 4日に一部変更する。

- 9 この規定は、平成23年 7月 2日に一部変更する。
- 10 この規定は、平成25年 4月27日に一部変更する。
- 11 この規定は、平成28年 2月20日に一部変更する。
- 12 この規定は、令和 3年 6月26日に一部変更する。
- 13 この規定は、令和 5年 4月22日に一部変更する。
- 14 この規定は、令和 6年 4月27日に一部変更する。
- 15 この規定は、令和 7年 2月15日に一部変更する。

大会参加者の肖像及び実演の保護と利用に関する規定

制定：平成14年5月11日

第1条（総則）

この規定は、西関東吹奏楽連盟（以下連盟という）が主催する各大会参加者の肖像と、実演の保護のため、大会での静止画像と動画の撮影および録音物の作成と配布について定める。

第2条（静止画像、動画の撮影と配布）

静止画像および動画の撮影は、大会参加者のプライバシーを守り、第3条及び第4条に定める利用の方法を厳守することを誓約する者に理事長の審査を経て許可する。参加者本人、或いは自団体の映像であっても許可なく撮影はできない。

第3条（静止画像および動画の利用）

撮影された静止画像および動画はその用途により利用を許可する。

- 1 参加者個人または参加団体が自己の記録として利用する場合は、第2条により撮影の許可を得た者から提供を受けるものとする。
- 2 大会参加団体や参加者個人が自己のWebサイトに活動記録の証拠として掲載する場合は、1大会につき自団体の静止画像全景1点を許可する。データは第2条により撮影の許可を得た者より提供を受ける。
- 3 大会の公報に資すると認められる者が利用する場合は、理事長の審査を経て利用を許可する。データは第2条により撮影の許可を得た者より提供を受けるものとする。尚、一般の報道機関の他Webサイトも報道とみなす。
- 4 営利目的および利用によって収入を得る場合は本連盟の許可を受けなくてはならない。
- 5 大会本部が記録用として保管することは許可する。

第4条（再配布）

静止画像および動画の複製物を配布しようとする者は連盟の許可を受けなければならない。

第5条（実演の録音）

大会での実演の録音は、第6条に定める利用方法を厳守することを誓約し、連盟が許可した者にのみ許可する。

第6条（録音物の配布）

- 1 大会での実演の録音は、大会実況録音としてのみ複製物の配布を許可する。
- 2 営利目的に録音物を複製配布する場合、及び録音物の複製配布によって利益を得る場合は連盟の許可を受けなくてはならない。

第7条（付則）

この規定は理事会の議決を経なければ変更することができない。

この規定は平成14年5月11日より施行する。